第三債務者の陳述義務と損害賠償責任

吉 田 純 平

- 一 はじめに
- 二. 裁判例
- 三、第三債務者の陳述義務と損害賠償責任の限界
- 四. まとめに代えて

一. はじめに

債権に対する差押命令は、債務者を審尋することなく発せられる(民事執行法(以下、民執)145条2項)。債務者の審尋を欠くことを補い、差押債権者に被差押債権に関する情報を得させるため、差押債権者の申立てにより、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日から二週間以内に差押えに係る債権の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない(民執147条1項)。いわゆる、第三債務者の陳述制度である。債権執行においては、執行の対象が、法的判断によってのみその存在を認識されうる観念的なものである¹。したがって、執行債権者は、債権の差押後どのような行動をとるかについて、予測のみで判断するほかない。取立訴訟を提

¹ 中野貞一郎·下村正明『民事執行法』(青林書院、2016年) 663頁。

起する場合も、不成功に終わる可能性がある。これは、債権者にとって好ましくない。さらに、裁判所にとっても訴訟経済上無駄である。そして、差押状態が続くことは、執行債務者や第三債務者にとっても、好ましくない。これらの好ましくない状態を避けるために、執行債権者に、事後の行動についての判断のために必要な情報を与えようとするものである²。

陳述催告の内容は、民執147条1項により最高裁判所規則で定めるとされ、民事執行規則135条1項によれば、

- ①差押えに係る債権の存否並びにその債権が存在するときは、その種類 及び額(金銭債権以外の債権にあつては、その内容)、
 - ②弁済の意思の有無及び弁済する範囲又は弁済しない理由、
- ③当該債権について差押債権者に優先する権利を有する者があるときは、その者の表示並びにその権利の種類及び優先する範囲、
- ④当該債権に対する他の債権者の差押え又は仮差押えの執行の有無並びにこれらの執行がされているときは、当該差押命令又は仮差押命令の事件の表示、債権者の表示及び送達の年月日並びにこれらの執行がされた範囲、および
- ⑤当該債権に対する滞納処分による差押えの有無並びに差押えがされているときは、当該差押えをした徴収職員、徴税吏員その他の滞納処分を執行する権限を有する者の属する庁その他の事務所の名称及び所在、債権差押通知書の送達の年月日並びに差押えがされた範囲

である。

催告に対してなされる第三債務者の陳述は、通説的見解によれば、単なる事実報告であり、実体的効果を有しない³。判例も、後述のように、第三

² 三ケ月・鈴木(忠)編『注解民事執行法(4)』(第一法規出版、1986年) 434頁 [大橋寛明]、佐々木吉男「陳述命令に対する回答の性質」銀行取引 判例百選202頁、香川保一監修『注釈民事執行法(6)』(きんざい、1995年) 172頁 [近藤崇晴]。Stein-Jonas, § 840, Rn.1.

³ 佐上善和「第三債務者の陳述と失権効」龍谷法学11巻2号174頁、中野・

債務者が被差押債権について存在を認めて弁済の意思を陳述した後でも、 事後の相殺は妨げられないとする(最判昭和55年5月12日判時968号105 頁)⁴。

そして、民事執行法147条2項によれば、第三債務者は、前項の規定による催告に対して、故意又は過失により、陳述しなかったとき、又は不実の陳述をしたときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。第三債務者に対しては訴訟や強制執行で陳述を強いることはできないから、法がこの損害賠償責任により、事実上陳述を強制したものである5。本稿は、この第三債務者の損害賠償責任について、裁判例の検討を通して、その責任の範囲および内容を考察するものである。第三債務者については、「おそらく、われわれの法生活全体における最も同情に値する人」と表現されるように、他人間の執行手続に巻き込まれた者であり、過度な負担を負うべきでない6。他方、執行の実効性という観点からは、執行債権者に被差押債権についてより多くの正確な情報を得させることが望ましい。そこで、第三債務者に負わせる損害賠償責任の内容が問題となる。

下村、前掲注1、693頁、宮脇幸彦『強制執行法(各論)』(有斐閣、1978年) 136頁、香川保一監修『注釈民事執行法(6)』(きんざい、1995年)、178頁〔近藤〕、東京地方裁判所民事執行センター実務研究会『民事執行の実務(上)』 (きんざい・2003年) 245頁 [長谷川賢二]。

- 4 本判決の意義については、拙稿「第三債務者の陳述義務に関する一考察 (1)」名古屋大学法政論集226号133頁、「第三債務者の陳述義務に関する一 考察 (2・完) 名古屋大学法政論集228号209頁において検討した。
- 5 鈴木忠一・三ケ月章・宮脇幸彦編著『注解強制執行法(2)』(第一法規出版、1976年)404頁〔稲葉威雄〕。
- 6 中野・下村、前掲注1、663頁。Tomas Kleinheisterkamp, Prozessführung über gepfändete Geldforderungen, 2000, S. 1.この表現は、Stein, Grundfragen der Zwangsvollstreckung, S. 42における表現の引用である。他に、第三債務者を表すものとして、「他人間の紛争に巻き込まれた第三者」(上原敏夫 『債権執行手続の研究』(有斐閣、1994年)3頁)などがある。

二. 裁判例

以下では、民事執行法147条2項に関する裁判例を整理し、現在の法状況を概観する。本条文に関して公表されている裁判例は数多くはないが様々な点で参考になるものが存する。

1. 第三債務者の陳述後の相殺と損害賠償責任

(1) 最判昭和54年5月12日判時968号105頁

第三債務者が陳述において、被差押債権の存在を認め、弁済の意思表示をした後に、被差押債権を受働債権として相殺の意思表示をした場合、前述のように、最高裁判所の判例(最判昭和54年5月12日判時968号105頁)によれば、陳述が事実の報告たる性質を有するにすぎないものであり、陳述において、第三債務者が被差押債権の存在を認めて支払の意思を表明し、将来において相殺する意思がある旨を表明しなかったとしても、これによって債務の承認あるいは抗弁権の喪失というような実体上の効果を生ずることがなく、その後、第三債務者において当該債権につき、これを受働債権として相殺に供すること又は時効により消滅したこと等を主張することができる。

(2) 最判昭和56年11月13日判タ450号118頁

さらに、被差押債権の存在を認め、弁済の意思表示をする陳述の後の相殺について、執行債権者が第三債務者にした損害賠償請求について、最高裁判所の判例(最判昭和56年11月13日判タ450号118頁)は、「第三債務者がした相殺の意思表示が信義則に反するものということはできず、また、右意思表示をするにつき第三債務者に過失があつたものということは

できない」として第三債務者の損害賠償責任を否定している⁷。昭和54年 判決が述べるように、第三債務者の陳述が事実の報告であり、実体上の効果を生じさせないために、第三債務者は陳述後の被差押債権を受働債権と する相殺を主張する権限を無限定に有しているように見えるが、昭和56 年判決によれば、第三債務者による陳述が過失によるものである場合、も しくは相殺が信義則に反する場合には損害賠償責任が成立する余地がある ことになる。

(3) 横浜地判昭和61年10月31日金法1164号40頁

これに対して、横浜地判昭和61年10月31日金法1164号40頁は、同様の事案で、同じく第三債務者の損害賠償責任を否定し、「債務者に対して有する反対債権について、それが相殺適状にあったとしても、相殺を行うか否かの自由を有するというべきであり、また、民事執行法147条に基づいて第三債務者がなす陳述は、執行裁判所に対する事実の報告とみるべきであって、第三債務者が被差押債権の存在を認め、支払の意思を表明したとしても、それによって、債務の承認ないし相殺権の放棄という実体上の効力を生ずるものではないというべきであるから、第三債務者としては、陳述催告を受けた際、債権者に対して相殺するか否かについての具体的な陳述をなすべき法的義務を負うとまでいうことはできないと解するのが相当である。したがって、被告(第三債務者)が、本件陳述において相殺の

⁷ 昭和56年最高裁判決が正当とする原審判決(東京高判昭和56年2月25日 判タ450号118頁)は、「第三債務者である控訴人が執行裁判所の催告に対し、過失により虚偽の若しくは不完全な陳述をしたときは差押債権者である被控訴人が控訴人の陳述を信頼をしたことにより受けた損害につき賠償する責任を負わなければならないが、控訴人が前記内容の回答をした経緯は前説示のとおりであるから前記回答後その回答と抵触するような相殺権を行使したとしても直ちに控訴人に過失があつたものということはできない」とする。

主張をしなかったことが、民事執行法147条2項にいう「故意又は過失により、陳述をしなかったとき、又は不実の陳述をしたとき」に該当するとはいえないというべきであ」ると述べる。これは、支払いの意思を認める旨の第三債務者による陳述の後の自由な相殺が認められることから、無条件に第三債務者の損害賠償責任を否定したものである。

2. 陳述の不履行と第三債務者の損害賠償責任

第三債務者が、陳述をしなかった場合の第三債務者の損害賠償責任が問題となった裁判例としては、以下のものがある。

(1) 横浜地判昭和61年10月31日金法1164号40頁

本判決は、公刊されている裁判例として現在唯一第三債務者の損害賠償 責任を認めたものとみられる。そのため、損害額の計算方法に関しても参 考になる。

①事案の概要

有限会社Gは、Sに対して約1020万円の貸金債権を有しており、これについて公正証書が作成されていた。Gは、SがDに対して有する約692万円の工事代金債権について差押命令および第三債務者の陳述催告の申立てをした。裁判所は、債権差押命令を発し、催告とともに、昭和59年5月5日、Dに送達された。これに対してDは、法定期間である同月19日までに陳述をせず、同年8月27日に「本件差押命令に係る差押債権の発生原因事実である請負契約は、Dが代表者である有限会社AとSとの間で締結されたものであるので、D個人としては債務がない」旨の陳述をした。ところで、Sに対しては、Gのほか、B(約852万円)とC(約800万円)が債権を有していた。Bは、昭和59年2月、SがAに対して有する工事代金債権ついて仮差押えをし、その後債権差押えをし、転付命令を得た。

Gは、Dに対して、Dに対する工事代金債権の不存在を知れば、SのAに対する債権を差し押さえて満足を得ることができたのにDが法定期間に被差押債権がないことを陳述しなかったため損害を受けたと主張して、約692万円の損害賠償を求めて訴えを提起した。

②判旨

裁判所は、Gが法定期間内に陳述をしていれば、Gは第三債務者をAと改めて債権差押えの申立てをしたことは推測できるとして、Gの損害を認めた。そのうえで、Dの行為と相当因果関係のあるGの損害額は、Dが本件催告に対する適法かつ事実に合致する陳述をしていれば、Gが本件催告の法定期間経過後である昭和59年5月20日以後にはAに対する工事代金等債権につき債権執行の申立てをすることができるであろうから、その配当手続においてGが受けるであろう予想配当金額と同額であるというべきである、とした。そのうえで、GがDの行為によって損害を被ったとしても、それは、元来、Gの調査不足に起因しているものとみるべきである点、およびGは、同月30日を経過した日から、Dに対し、本件差押命令に係る差押債権の取立て又は取立訴訟の提起等ができたのに提起しなかった点について過失があるとして、損害額を3分の1に減じた 8 。

(2)最判昭和63年1月19日金法1184号38頁・東京高判昭和62年6 月24日金法1184号38頁

①事案の概要

本件は、(1)横浜地判昭和61年10月31日金法1164号40頁に対する控 訴審判決および上告審判決である。同昭和61年横浜地裁判決の中では明 らかではなかったが、Sは法定期間内にA名義で陳述書を提出しており、

⁸ 本件における損害額の計算方法については、吉原省三「第三債務者が陳述 の催告に応じなかった場合の損害賠償責任」金法1160号4頁に詳しい。

その中で、SのAに対する債権は存在しており、弁済の意思を有する旨の 陳述をしていた。

②判旨

控訴審判決は、以下のように述べてGの請求を棄却した。また、上告審 判決は、控訴審判決を正当としてGの上告を棄却した。

「なるほど、本件差押命令は第三債務者をDとして発せられたのである から、本件催告を受けたDとしては、正確には、陳述書の第三債務者欄に D個人の氏名を記載した上、差押えに係る債権は存在しない旨陳述すべき であつたといえよう。しかしながら、もともと民事執行法147条1項に定 める第三債務者の陳述義務は、債権を目的とする強制執行においては、あ らかじめそのような債権が現実に存在するかどうか、仮に存在するとして もどの限度で存在するのかを確認しないで、差押命令が発せられるので、 差押債権者がそれ以後の手続を進める上で、この点に関する判断資料を取 得するために、本来執行当事者でない第三債務者に執行法上認められた協 力義務であるところ、前記陳述書には事件番号が正確に記載されているか ら、本件差押命令に関する陳述書であることは明白である上、債務者がA であるとはいえ、真実、Sに対し建築工事代金の残額として691万円の債 務を負担していたのであるから、Aの代表者であるDとしては第三債務者 欄にAと記載の上前記のような陳述をしたのは無理からぬところであると 解されるし、右陳述書を一読すれば、D個人としては差押えに係る債務を 負担していないが、Aであればこれを負担している旨の内容が記載されて いることは容易に看取しうるから、差押債権者が爾後の手続を進める上で は、単にDが差押えに係る債権は存在しないとのみ陳述した場合よりも、 内容が豊富な資料を獲得したことにもなるといえるのである。(略) Dは、 (略) 右陳述書の提出によって本件催告による義務は果したものと考えて いたことが認められ | る。 Dが「昭和59年5月8日到達の陳述書を執行裁 判所に送付したことにより、第三債務者としての陳述義務はこれを尽した

ものというべきであって、Dは民事執行法147条2項に定める「故意又は 過失により、陳述をしなかつたとき、又は不実を陳述したとき」に該当し ないものといわなければならない。|

(3) 東京地判平成6年1月28日金法1412号46頁

①事案の概要

Gは、平成4年12月11日、Sに対して財産分与に係る4480万円の債権につき執行文の付された和解調書の正本に基づき、Sが金融機関Dに対して有する約150万円の債権の差押命令の申立てをした。裁判所は、同月15日、差押命令を発し、同月18日にDに送達された。Dには、同時に民執147条1項による陳述の催告がなされた。これに対して、Dは、送達の日から二週間以内に陳述をしなかった。ところで、差押命令がDに送達された同月18日には、被差押債権は存在しなかったが、同月22日、SはDに1160万円を預け入れ、普通預金取引を開始した。その後、Sは、平成5年3月ころまでに、Dから預金債権の弁済を受け、預金債権は消滅した。

Gは、Dが法定期間内に陳述していれば1160万円の預金債権について 債権執行をして満足を受けていたのにDが陳述をしなかったことによって 損害を受けたと主張して、損害賠償として1160万円の支払いを請求した。

②判旨

判決は、請求を棄却して次のように述べる。

「本件のように差押命令送達の時点において差押えに係る債権が存在しない場合には、Dは、その旨の陳述をする義務があるにもかかわらず、本件催告に対して、全く陳述していないところ、その理由について何ら合理的な説明がないから、少なくともDに過失があったと推認するのが相当である。

なお、Gは、本件差押命令がDに送達された後に発生した本件預金債権 の存在について陳述すべきであると主張するが、第三債務者は、差押命令 が第三債務者に送達された時を基準として差押えに係る債権の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき義務があり、かつ、それで足りるというべきであるから、本件預金債権の存在まで陳述すべき義務はないというべきである。|

「Gは、Dが本件預金債権の存在について陳述しなかったことにより損害を被った旨主張する。

しかしながら、Dに本件預金債権の存在についての陳述義務がないことは前述したとおりである。もっとも、Dは、差押債権が存在しない旨陳述する義務があり、それにもかかわらず陳述していないことは前述したとおりであるが、Gの主張する損害は、Dの右陳述義務の不履行と相当因果関係のある損害とは認められないというべきである。|

3. 第三債務者による不実の陳述と損害賠償責任

(1) 東京地判平成13年7月26日金判1641号36頁

①事案の概要

Gは、平成12年5月25日、S会社に対して有する債権を保全するために、SがDクレジットカード会社に対して有する売上金債権につき1000万円を限度に仮差押命令を申し立て、同日、裁判所は、債権仮差押命令を発し、同月29日にDに送達された。ところで、SとDとの間のクレジット加盟店契約に基づく売上債権については、Dのカード利用者と提携カード利用者があり、その各利用者について個人会員と法人会員があるため、4種類の債権が存在する。Gは、差押命令の申立ての際には、Dのカード利用者で個人会員を対象とする売上債権に限定する記載方法で申し立てた。これに対して、Dは、4種類すべての売上債権について存否と額を陳述した。Gは、仮差押命令と同じ債権を対象として差押命令の申立てをし、同年6月2日、差押命令がDに送達された。その後、Gは、同月14日、転付命令を得たうえで、同月16日、Dに対して取立権に基づき被差押債

権の弁済を請求した。そこで、Dは、同月28日、Dのカード利用者で個人会員を対象とした売上債権のみをGに弁済し、その他3種類の売上債権についてはSに弁済した。そこで、Gは、Sに弁済した3種類の売上債権については差押えの効力によって弁済は無効であるとして弁済を求め、予備的に、仮に差押えの効力が当該3種類の売上債権に及んでいなかったとしても、Dが陳述書で差押えの効力が及んでいるとの不実の陳述をしたために債権の取立てができなかったとして、民執147条2項に基づき損害賠償を求めた。

②判旨

判決は、差押えの効力が及ぶ範囲について、Dのカード利用者で個人会員を対象とした売上債権のみであるとした上で、民執147条2項に基づく損害賠償については以下のように述べてGの請求を棄却した。

「民事執行法147条の第三債務者に対する陳述催告の制度趣旨は、差押債権者が、自己が特定した被差押債権につき、その存在・内容を十分了知しているわけではないので、これらの事項につき第三債務者に陳述義務を課して、その情報を差押債権者に伝えて、その債権執行の便宜を図ったものである。したがって、この制度は、差押債権者に対して自らが特定した差押えに係る債権の存否等を判断する資料を与えることを目的としたものと解すべきであるから、差押債権者が特定した被差押債権以外の債権については同条の適用は予定されていないといえる。その上、Gが当初から差押えを意図していた全売上代金債権を正確に被差押債権として特定していれば、G主張の損害が生じていなかったのであり、このような損害が生じたのはGの行った被差押債権の特定が意図した債権を全部把握していなかったことに原因があったといえるのであるから、本件のように、差押命令による債権執行の過程において、Dの陳述書による不実の陳述により、全売上代金債権が被差押債権であるとのGの誤信を深めたとしても、この損害の賠償責任を被告に負担させるのは実質的に妥当でないというべきで

ある。」

(2) 東京高判平成17年6月16日判タ1192号293頁

①事案の概要

Gは、夫であるSに対する婚姻費用分担金請求権を執行債権として、SがDに対して有する給料、賞与および退職金債権について差押命令の申立てをし、平成14年7月4日、裁判所は差押命令を発し、同月5日、Dに送達された。Dは、陳述書を裁判所に提出し、給料、賞与および退職金債権のすべてについて支払う意思がある旨の陳述をし、Gに対して給料および賞与の約261万円を支払った。ところで、Dは、従業員の退職金給付に関して、適格退職金規定を定め、同規定に基づき、A信託銀行株式会社(以下、「A信託」という。)との間において年金信託契約を締結し、適格退職年金制度を設けていた。この年金制度のおいては、委託者であるDがA信託に拠出金を支払い、受託者である信託会社がそれを管理運用し、受益者である従業員Sは、信託会社から年金給付又は一時金給付を受けるという構造であり、委託者は受託者に対して継続的に拠出金支払義務が負い、委託者と受託者との信託契約が継続している限り、受益者は、受託者に対する受益権を行使し得るのみであって、委託者に対して退職金債権を行使することはできない。

Gは、Dに対して、SのDに対する退職金債権について、取立権に基づき差押えに係る退職金額の支払いを求め、予備的に、「Dは、本件陳述書に退職金について支払う旨を回答しながら、他方で、Sの退職金につき本件制度を採用していることを故意又は過失によりGに知らせなかったために、A信託銀行からSに退職金が支払われてしまい、Gが執行債権を回収することが著しく困難になった」と主張して、不法行為による損害賠償請求として、差押えに係る退職金相当額の支払いを求めた。

第一審判決は、Gの主位的請求を棄却したが、不法行為の成立を認めて 予備的請求を認容したため、Dが控訴。

②判旨

Dが陳述書に不実の記載をしたとされることについて、「本件陳述書に おいては、不動文字で回答事項が記載され、回答事項「1 | で、債務者(S) を現在雇用していると回答した場合には、次に回答事項「3 | ないし「6 | に進むように指示され、回答事項「3」には、現在支給している給料の支 払方法及び金額並びに賞与の支払期及び金額を記載することとなってい る。退職金については、回答事項「1」で過去に雇用したことがあると回 答した場合に、回答事項「2 | で、退職した従業員に対してこれから支払 期が到来する給料、賞与及び退職金の額について回答し、その上で回答事 項「4 | ないし「6 | に進むこととなっており、現在雇用している場合に は、回答事項「2」について回答することは予定されていないものである。 このように、第三債務者に対する陳述催告において、本件陳述書の書式 が回答事項「1 | で現在雇用していると回答した場合に「3 | ないし「6 | へ進むように指示し、現在雇用されている者について退職金債権の存否に ついて陳述することを求めていないのは、当該従業員がいつ、いかなる事 由によって退職するか不明であることから、退職金額を算定することが不 可能である上、将来退職した時に現実に退職金債権が発生するか否かも不 確定である(Dの適格退職年金規程においても、懲戒解雇された者には退 職年金を給付しないとされているなど、陳述書作成時点において雇用され ている場合は、いまだ退職金債権が発生していないことによるものと解さ れる。

このような観点から、本件陳述書におけるDの具体的な記載内容についてみると、Dは、回答事項「1」において、債務者(S)を現在雇用していると回答した上、回答事項「3」に進み、給料の支払方法及び金額並びに賞与の支払期及び金額について回答し、その上で、回答事項「4」で、差し押さえられた金額を債権者に支払う旨回答しているのであるから、そこでいう差し押さえられた金額とは回答事項「3」の給料及び賞与を指すことは明らかであり、Dが回答事項「4」で退職金を支払うと回答したと

解する余地は、全くないというべきである。

そして、上記のような本件陳述書の書式の構成、退職金債権の性質等からすると、Dが、平成14年7月9日の本件陳述書作成時点においてSを雇用している以上、本件陳述書において殊更に退職金に係る本件制度の存在等について申告しなければならないとはいえない。

以上によれば、本件陳述書の具体的な記載内容について民事執行法147 条2項にいう不実の記載があるとは認められず、また、本件陳述書に本件 制度について記載すべきであったということもできないから、これを記載 しなかったことが上記不実の記載に当たるとはいえないというべきであ る。したがって、Gの同項に基づく不法行為の主張は、採用することがで きない。」

本件制度に関する説明義務違反については、

「証拠及び弁論の全趣旨によれば、Gは、平成15年2月ころ代理人弁護士を介してSの工場勤労課の従業員に対し、Sの退職時期、退職金支払時期等について電話で問い合わせをしたが、上記従業員は、Sの退職時期や退職金の支払予定について分からない旨の回答をしたこと、同年6月上旬に至って、Dの東京支店法務部のBは、Gの上記代理人弁護士からDの足柄工場に退職金についての問い合わせがあったことを知り、Bから同代理人弁護士事務所に電話をかけて、弁護士であることを確認した上、Sが既に退職し、同年3月20日にA信託から退職金が支払われたはずである旨回答したが、同代理人弁護士から文書による回答を求められたため、同年6月18日、上記内容を記載した書面を同弁護士あてにファックスで送信したこと、Gも、約14年間D会社に勤務していた経験を有し、GとSの間の二女は、現在もDの足柄工場に勤務していることが認められる。

ところで、Gは、代理人弁護士が何度も電話でSの退職金等について問い合わせをしているにもかかわらず、D又はその担当者が分からないなどと述べて本件制度について全く説明しなかったのは故意にSのために事実を秘匿したか、少なくともこれを説明すべき義務があるのに過失によりこ

れを怠ったものである旨主張する。

しかしながら、一般に、Dのような会社が、その従業員の退職金に関し て、当該従業員の退職の時期、退職金の支払予定やその方法等(Sについ て本件制度に基づき退職金が支払われることも、これに含まれる。)を第 三者に対して説明することは、本来、これらの事項は当該従業員のプライ バシーに属する事柄であるから、法令の根拠、当該従業員の承諾、その他 正当な理由がない限り、少なくとも相当性を欠くことは明らかというべき である。このことは、当該従業員の妻ないしその代理人弁護士がこれらの 事項について会社に問い合わせた場合にも、基本的に妥当するものであ る。なぜなら、妻の場合は、通常であれば、夫である当該従業員にこれら の事項を尋ねれば足りることであり、これを直接会社に尋ねるということ は、当該従業員の夫婦関係が、正常とはいえない関係に陥っていることを 当然に推測させるものであるから、このような場合は、妻といえども、通 常の第三者と異なるところはないというべきであるからである。まして、 本件の場合は、被控訴人の代理人弁護士は、これらの事項について、D側 に電話で問い合わせたにとどまるものであり、電話では、当該電話をかけ てきた人物の真偽やその代理権の有無について確認することが著しく困難 というべきであるから、このことは、一層よく妥当するものである。

これを本件についてみると、前記認定判断のとおり、Dは、本件差押命令に基づく差押債権の有無等に関しての陳述の催告に対して、Sの給料及び賞与については回答しているが、Sの退職金については陳述の催告を受けていないことから、何ら回答していない。このような状況の下で、DがGの代理人弁護士からの電話での問い合わせに対し、Sの退職金に関して上記のような事項につき説明することについて、これが許されるとするような法令上の根拠は何らうかがわれず、S本人の承諾についても、これが得られていないことは明らかであり、他に、Dの判断でその従業員たるSのプライバシーを犠牲にしても第三者にその説明をすることを正当とする事情を認めるに足りる証拠はないから、もともと、Dが上記代理人弁護士

の電話での問い合わせに対して上記のような事項を説明すること自体、相当性を欠くものというべきである。そうであるとすれば、まして、Gが主張するようなSの退職金に関しての説明義務がDにあることを肯認することは、法律上も、信義則上も著しく困難といわざるを得ない。

したがって、Dにこのような説明義務があることを前提とするGの不法 行為の主張は、採用することができない。

なお、Gは、上記のようなDの対応を信義則違反であるなどと非難するが、Gの二女は現在もDの従業員であることからすると、本件制度の存在について調査することは比較的容易であり、Gが債権回収方法としてSの退職金債権を重視していたのであれば、本件制度の存在は僅かな労力で知り得たものというべきであるから、このような事情も併せ考慮すると、Dの本件陳述書の記載その他上記の対応振りが信義則に反するなどと評価することもできないというべきである。」とするとして、Gの請求を棄却した。

三、第三債務者の陳述義務と損害賠償責任の限界

上記裁判例を参考に、第三債務者の陳述義務に係る損害賠償責任の内容について検討する。第三債務者の損害賠償責任が認められる要件としては、①陳述催告の存在、②陳述義務の不履行、③故意または過失の存在、および④損害の発生と因果関係が挙げられる⁹。

1. 公法上の義務としての第三債務者の陳述義務

具体的な要件に関する検討に入る前に、その前提として第三債務者の陳

⁹ 東京地方裁判所民事執行センター編著『民事執行の実務 債権執行編 (上)[第3版]』(きんざい、2012年)274頁以下。

述義務の法的性質を確認しておきたい。この問題に関するドイツ法における学説の表現は、多様であるが、たとえば、独自の強制執行法上の陳述義務(selbständige, vollstreckungsrechtliche Auskunftspflicht)とするもの¹¹、公法上の構成要素(öffentlich-rechtliche Komponente)とするもの¹¹、一般的国民の義務(Allgemeine staatbürgerliche Pflichten)¹²、そして単なる「負担」(Last)とするものがある¹³が、これらは、いずれも債権者に実体法上の陳述請求権を与えたものではない、とされている。陳述義務は、第三債務者とその債権者(執行債務者)との間の債務関係に由来するものではないため、実体法上の権利を見出すことができないからである。さらに、このような通説の立場からは、陳述義務を手続法上(prozessuale)の義務とすることも否定される。というのも、第三債務者は、債権者との関係においても、手続に関与していないからである¹⁴。

第三債務者の陳述義務が差押債権者との実体法上の債権債務関係に由来するものではなく、陳述義務の性質が実体的な性質を有するものでないことは明らかである。たしかに債権者との関係では手続に関与していないが、債権執行において第三債務者は執行手続における当事者であるといえるので、陳述義務は手続上の義務であるとすることは否定できないだろう。しかし、いずれにせよ、陳述は執行裁判所に対してなされるものであり、その目的は、執行手続の実効性を高めることにあるといえるから、陳述義務は公法上の義務である、とするのが妥当である。そして、第三債務者の陳述義務に係る損害賠償責任についても、このような観点からその限

¹⁰ Jahn, Zu § 840ZPO, Juristische Wochenschrift, 1912, S. 672.; Stein-Jonas-Brehm, 21 Auflage, § 840, Rn. 1.

¹¹ Linke, Die Erklärungspflicht des Drittschuldners und die Folgen ihrer Verletzung, ZZP, 1974, S. 284.

¹² Münchener Kommentar (ZPO)-Smid, 3. Auflege, § 840, Rn. 2.

¹³ LG Nürnberg-Frürth, Urt. vom 10. 6. 1981. ZZP96 (1983).

¹⁴ Münchener Kommentar, 3. Auflege, § 840, Rn. 2, Smid.

界を画する必要があろう。

2. 陳述催告の存在

第三債務者が裁判所書記官から陳述の催告を受けたことが要件となる。単に有効な催告を受けるだけでなく、差押命令が有効であることが必要とされる¹⁵。裁判所書記官からの陳述の催告によらずに、第三債務者が差押債権者に直接、被差押債権に係る情報提供を行った場合、その情報の不実により差押債権者が受けた損害について、第三債務者は損害賠償責任を負い得るか¹⁶。上述のように、第三債務者の陳述義務は公法上の義務としての性質を有するから、裁判所に向けられた陳述に関してのみ第三債務者は損害賠償責任を負い得るのみであり、私的な情報義務に基づく損害賠償責任は否定されるべきである。第三債務者による不実の情報提供に基づき差押債権者が何らかの損害を負った場合には、ただ一般の不法行為に基づく損害賠償の可能性が残るのみである¹⁷。第三債務者が何ら情報提供を行っていない時点においては、一般の不法行為責任は成立し得ず、ただ民執147条2項に基づく損害賠償責任の成立を待つのみである¹⁸。

¹⁵ 東京地方裁判所民事執行センター、前掲注9、274頁。

¹⁶ 東京地方裁判所民事執行センターの実務においては、陳述の催告に際して、第三債務者に陳述書を2通作成してもらい、1通は執行裁判所に書留郵便により送付してもらい、他の1通は差押債権者に直接普通郵便による送付するように求めているようである。前掲注9、272頁。このような場合にも、差押債権者に直接送付した陳述書のみの不実が問題となりうる。

¹⁷ 債権侵害のうち、債権の目的たる給付を侵害するが債権は消滅しない場合、に当たりうる。我妻栄『新訂債権総論』(岩波書店、1940年)78頁。

¹⁸ 稲葉、前掲注5、404頁。

3. 第三債務者の陳述義務の範囲

第三債務者の陳述義務の内容は、民事執行法147条1項に基づき民事執行規則135条1項に定められた事項に限定されるべきである。

そして、これらを超える事項について第三債務者は陳述義務を負わず、それゆえ、これらを超える事項に関して損害賠償責任を負わないというべきである。たとえば、被差押債権が存在しない旨を陳述する場合の、その理由、すなわち当初から存在しないのか、弁済や譲渡がなされたために消滅した等は、義務の範囲には含まれない¹⁹。上記東京高判平成17年6月16日判タ1192号293頁においては、上記規則における事項を超えた事項に関する第三債務者の説明義務違反が問われていると思われる。このような説明義務は当然に認められないというべきであり、そのような事項について情報提供をしない第三債務者の行動について信義則違反が問題となることもないであろう。

上述の通り、判例によれば、弁済の意思がある旨の陳述をした後に被差押債権を受働債権とする相殺を主張することは許される。上記横浜地判昭和61年10月31日金法1164号40頁は、相殺を意思表示をする時期に関する自由を有すること、民執147条に基づく陳述は裁判所に対する事実の報告であって相殺権の放棄を意味しないことから第三債務者は陳述の際に相殺をするか否かを具体的に陳述すべき法的義務を負っていないから、民執147条2項に該当しないと判断している。たしかに、相殺権を行使するか否かという事項が陳述義務の範囲に含まれるかは、規則135条1項の記述からは明らかではないが、「弁済の意思の有無」および「弁済しない理由」に関する事項であるから、形式的には陳述義務の対象である。むしろ、陳述の内容と異なる行為を行ったことが、陳述義務の不履行に当たるかが問

¹⁹ 稲葉、前掲注5、402頁は、法律上の要請ではないが、陳述するのが望ましいとする。

題となるのではないか(後述)。

4. 陳述義務の不履行

第三債務者は、陳述をしなかった場合、又は不実の陳述をした場合(まとめて「陳述義務の不履」という。)に損害賠償責任を負う。陳述しなかった場合には、上記陳述すべき事項の一部について陳述しなかった場合や法定期間の二週間を徒過した場合も含まれる²⁰。ただし、発信について二週間以内になされていれば、原則として第三債務者の過失は否定されるべきである²¹。

判例によれば、弁済の意思がある旨の陳述をした後に被差押債権を受働債権とする相殺を主張することは許される。また、判例の趣旨及び通説的見解によれば、後に被差押債権の存在を否認することも認められる。第三債務者によるこれらの行為と民執147条2項に基づく損害賠償責任との関連はどうか。まず、相殺に関しては言えば、弁済の意思の有無についての陳述が「不実」と認められることがあるだろうか。先に述べたように、相殺の意思に係る事項は、「弁済の意思の有無」および「弁済しない理由」に関するものである。例えば、「弁済の意思あり」と陳述した後に相殺の意思表示をすることは一見不実な陳述にも見える。しかし、判例の趣旨のように「弁済の意思あり」とした後の相殺を認めることは、先行する「弁済の意志あり」とする陳述が法的に不実なものでないことを意味するものであり、第三債務者の損害賠償が認められる余地はない²²。翻って考えて

²⁰ 東京地方裁判所民事執行センター、前掲注9、274頁。

²¹ 第三債務者に対する陳述の催告書において、2週間以内の到着を特に要求 している場合には第三債務者の過失が推認され得る。園部厚『書式 債権・ その他財産権・動産等執行の実務〔全訂12版〕』(民事法研究会、2011年) 243頁以下参照。

²² 最判昭和56年11月13日判タ450号118頁のなかで検討されているように、

みるに、そもそも弁済の意思に関する陳述については、陳述義務の対象に含まれることは明らかであるが、2項との関係においては問題とならないとも考えられる。すなわち、判例によれば、弁済をする意思がある旨の陳述もない旨の陳述も、法的な意味を有せず、執行債権者も陳述内容に何ら拘束されることはない。たとえば、第三債務者が被差押債権の存在を認めたうえで支払いの意思を否定する陳述をしたとしても、当然、執行債権者は第三債務者に被差押債権の弁済を求めることができる。どのような場合であっても、支払いの意思に関する陳述は執行債権者にとって、その後の行動に関する判断のために決定的になり得ず、この陳述に対する執行債権者の信頼は保護に値しないものである。

これに対して、債権の存在を認める陳述をした後に債権の存在を否認する場合には、明らかに不実な陳述に該当する。

5. 民執147条2項の損害賠償責任に係る損害

第三債務者は、陳述をしなかったこと又は不実の陳述をしたことと相当 因果関係のある差押債権者が受けた損害について賠償責任を負う、とされ る。いかなる損害がこれに該当するかは検討を要する。第三債務者が不当 に広い賠償の責任を負うべきではない。というのも、陳述義務の損害賠償 義務は、上述の通り、裁判所に対する陳述を事実上強制するために認めら れるものであり、損害賠償義務の範囲はこの目的のために必要な限度に制 限されるべきである。

第三債務者の信義則違反が問題となりうる。すなわち、将来相殺の意思表示をすることが明らかであったのに、陳述催告に際してはこれを隠して「弁済の意思あり」と陳述した場合である。しかし、相殺の意思表示の時期の自由を認めることはこのような事態をも含めて認めることであり、よほど第三債務者に差押債権者を害する意図をもって陳述したことが明らかであるような場合を除いて、信義則違反は問題とならないであろう。

第三債務者の陳述の不履行もしくは不実の陳述によって差押債権者側に 惹起される事態としては、結局のところ、被差押債権について回収できな い結果である。この結果に関して生じうる損害は、以下のようなものが考 えられる。

(1) 手続費用

本来存在しない被差押債権について、第三債務者が存在する旨の陳述を 行ったために執行債権者が転付命令の申立てや取立訴訟の提起し、無駄に なった場合の手続に係る費用が挙げられる。この損害は、第三債務者の陳 述に基づいて、執行債権者が披差押債権の取立てを決定した場合にのみ妥 当する²³。

(2) 回収の機会を失った被差押債権以外の債権

次に、本来存在しない被差押債権について、第三債務者が存在する旨の 陳述を行ったために執行債権者は被差押債権からの満足を期待し、転付命 令を取得や取立訴訟の提起をしたが、その手続きの間に執行債務者の他の 財産が減失し、もしくは他の債権者により回収されてしまった場合の、他 の財産から回収できたであろう債権額が挙げられる。被差押債権に対する 他の債権者の差押え、もしくは被差押債権について差押債権者に優先する 権利を有する者に関する不実の陳述についても同様である。上記横浜地判 昭和61年10月31日金法1164号40頁は、このような他の財産に執行して いたら得られていたであろう配当額を損害として認定したものである。た しかに第三債務者による不実の陳述と相当因果関係のある損害であると見 えるが、これについては慎重に検討されなければならない。民執147条2 項に係る第三債務者の損害賠償責任は、裁判所に対する陳述を強制する方 法がないことから、この方法に替わる方法として規定されたものである。

²³ Stein/Jonas, ZPO, 23. Aufl., § 840V.

損害の額もこの目的のために必要な限度で認められれば十分である。その ため、第三債務者が賠償すべき損害は、原則として差押え、すなわち執行 債権者が開始した手続きに関連して生じた損害に限定されるべきであり、 執行債権者が他の手続きで満足されるべきであった額については損害とは ならないと解すべきである。

では、本来存在する被差押債権について、不存在である旨の不実の陳述をした場合で、差押債権者がこれによって被差押債権の回収をあきらめて差押えを取り下げ、その後に第三債務者が執行債務者に弁済した場合の被差押債権額についてはどうか。この場合、差押えに係る債権の額に関して執行債権者に生じた損害であるから、第三債務者が賠償すべき損害にあたる。第三債務者のこのような行為は、差押えの処分禁止効に反する処分行為に類する行為であると評価できる。

(3) 債務不履行に基づく損害相当額

本来存在する被差押債権について、不存在である旨の不実の陳述をした場合で、差押債権者がこれによって被差押債権の取立てをあきらめたが、その後被差押債権の存在を知った場合、債務不履行に基づく損害賠償(民415条)に相当する額の損害が認められるだろう。

四. まとめに代えて

本稿では、裁判例を概観しつつ、民執147条2項による第三債務者の損害賠償責任の限界について、その要件毎に若干の検討を行った。民事執行においては、実効的な執行を行うために執行債務者の財産状況を明らかにする方策が求められているところであり、債権執行において披差押債権のより多く正確な情報を第三債務者から得ることが要求されることが考えられる。そのなかで、同項に基づく損害賠償責任が問題となる場面も現れる

ことが予想される。現在は公表されている裁判例も少なく、法状況は必ず しも明らかではないが、筆者としては、今後の裁判例の集積を待って、さ らなる分析を進めていきたい。